



GSTC 観光産業向け基準

VERSION 3, 2016年12月21日

前文

グローバル・サステナブル・ツーリズム協議会（GSTC）の基準は、持続可能な観光についての共通理解を提供するために設定され、あらゆる観光事業が到達を目指すべき最低限の基準です。効果的で持続可能な計画（マネジメント）、地域コミュニティの社会的・経済的な利益の最大化、文化遺産の活性化、最大化文化的影響、環境負荷の軽減の主要4分野からなり、観光部門全体に適用することが可能です。

GSTC 基準は、「国際社会環境認定表示連合（ISEAL Alliance）の基準設定に関する規定」を遵守し、開発・改訂されています。ISEAL Alliance は、すべての産業部門で持続可能性の基準を設定するための国際規範について指導を行う団体です。基準は、3～5年毎に改訂されます。基準の改訂の計画に加えて、今後の改訂に対する一般の方から意見聴取については、こちらのウェブサイト（www.gstcouncil.org、英語）より事前登録が可能です。こちらのウェブサイトでは、基準の開発プロセスや設定までの経緯を確認することができます。

GSTC-I（観光産業向け基準）は、次のように活用することができます。

- 持続可能性の認証基準として
- より持続可能性を高めたいすべての企業規模事業の地域の基本ガイドラインとし、事業者が国際基準を満たす持続可能な観光プログラムを選択する際に役立てるものとして
- 持続可能な製品の成長市場でより大きな市場アクセスを提供し、旅行者と旅行代理店の両方がサプライヤーと持続可能な観光プログラムを選択する際に役立てるものとして

- 消費者が持続可能な観光プログラムや事業を識別するための判断基準として
- 各種メディアが地域の持続可能性を認識し関連する情報を提供する際の共通基準として
- 認証基準やその他ボランティアで独自に開発した基準が、社会に広く受け入れられている基準に準拠している事を保証する一助として
- 行政、非政府組織（NGO、NPO）、民間部門等が持続可能な観光の基準を設定するための出発点として
- ホテルスクールや大学等の教育・訓練機関のための基本ガイドラインとして
- 人々に行動を促すリーダーシップの証として

GSTC 基準は、「いかに行うべきか、どのくらい達成しているのか」ではなく、「何を行うべきか」について示しています。そのため、GSTC 基準を実際に適用するためには、評価指標や関連教材、実施に必要なツール等の補足材料が、必要不可欠となります。

GSTC-Iの適用対象

正当な理由がある特別な場合を除き、すべての基準を適用することが望ましいですが、例外的にその地域独自の規制や社会的・文化的・経済的な事情によって本基準を観光商品に適用できないこともあります。地域住民による小規模な観光事業は社会的・経済的・環境的な影響も少なく、特別な事情のもと、すべての基準を適用できないこともありえます。これらの詳細説明は GSTC が発行する別紙、指標、用語解説を参照してください。

GSTC 観光産業向け基準

セクション A: 効果的で持続可能な経営管理の明示

A1. 持続可能な経営管理

実際の規模や活動範囲に合わせ、環境、社会、文化、経済、品質管理、人権、衛生管理、安全問題、危機管理に配慮した、長期的かつ持続的な経営の管理制度を見直しつつ維持する。

A2. 法の順守

衛生管理、安全、労働、環境などを含むすべての適用可能な国際法、国内法および地域の条例を順守する。

A3. 報告と伝達

事業体は、持続可能性に関する方針、行動計画と実施内容などについて、顧客を含む関係者に伝え、支援を得るようにする。

A4. 従業員の参画

従業員は、持続可能な運営体制について策定段階から実践まで関わり、実施上の役割と責任について定期的に指導と研修を受けている。

A5. 顧客の体験

持続可能性の観点を含めて利用客の満足度を継続的に調査し、必要に応じて是正措置をとる。

A6. 正確な広告宣伝

組織、および持続可能性を主張するものを含むその組織の商品やサービスに関するあらゆる広告宣伝は、正確かつ透明性のあるものでなければならない。ビジネスとして実際に提供できること以上のものを約束しない。

A7. 建築物およびインフラ整備

建築物およびインフラ整備の計画、立地、設計デザイン、建設、修復、運用、取り壊しなどについて：

A7.1. 法の順守

…区画要件、保護地域、影響を受けやすい地域、遺産地域の法律や規則を順守する。

A7.2. 影響および保全

…周囲の自然や歴史文化遺産について、許容量と保全に配慮する。

A7.3. 持続可能な施工および資材

…その地域に適した持続可能な建設方法および資材を使用する。

A7.4 すべての人のためのアクセス

…適切な範囲で、特別なニーズを持つ人が必要とするアクセスと情報を提供する。

A8 土地・水の権利および所有権

事業体による土地・水の利用権、資産の取得に際しては、地域の自治体および先住民を含む地域住民の権利を守り、事前に情報を共有した上で地元住民の自由意思による同意を得、移住を強要しない。

A9 情報および解説

事業体は顧客に対し、周囲の自然環境、地域文化、文化遺産について情報提供および解説を行い、自然や生活文化、文化遺産を訪れる際の適切な行動についての説明も行う。

A10 地域への参画

事業体は、参加の機会があるごとに、地域における持続可能な観光の計画と運営に関わる。

セクションB: 地域コミュニティの社会的・経済的な利益の最大化、悪影響の最小化

B1. 地域支援

事業体は、インフラ整備と地域社会開発の構想を積極的に支援している。たとえば、教育、訓練、保健・衛生、気候変動に関する事業など。

B2 地域雇用

地域住民に対し、雇用の機会と管理職も含めた昇進の機会を均等に与える。

B3 地元での購入

事業体がサービスの利用や物資の購入をする際は、品質を満たし提供が可能なかぎり、地域内やフェア・トレードのサプライヤーを優先する。

B4 地元事業者

事業体は、地元の中小規模の事業者がその土地の自然、歴史や文化に根ざした持続可能な商品やサービスを開発し、提供できるよう支援する。

B5 搾取およびハラスメント

商業的、性的、その他あらゆる形態の搾取またはハラスメントを防ぐ方針がある。とくに児童、青少年、女性、少数派、その他の社会的弱者に対しては留意する。

B6 機会均等

事業体は、性別、人種、宗教、障がい等で差別することなく、管理職を含めた雇用機会を均等に与える。

B7 ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）

労働の権利は尊重され、安全かつ安定した雇用環境が提供され、被雇用者に最低でも生活賃金分を支払う。被雇用者には、定期的な研修、向上のための経験と機会が与えられている。

B8 地域サービス

事業体の活動は、近隣のコミュニティーが必要とする食糧、水、エネルギー、保健・衛生環境などの基本的なサービスを脅かさない。

B9 地域住民の生活

事業体の活動に際し、土地、水資源、通行権、運輸、住居などの地域住民が生計に必要とする要素に支障をきたさない。

セクションC: 文化遺産の魅力の最大化、悪影響の最小化

C1 文化間の相互関係

事業体は、先住民コミュニティーや文化的歴史的に外部からの影響を受けやすい場所への訪問に際し、国内外の優良事例を参考にしながら、地元で合意された手引きに従った運営と振興を行い、訪問による悪影響を最小限に抑え、地域への恩恵と来訪者の満足度を最大限に引き出す。

C2 文化遺産の保護

事業体は、歴史的、考古学的、文化的、精神的に重要な地域の財産、遺跡、伝統の保護、保存およびさらなる活用に尽力する。地域住民に対しては、それらの利用権を侵害しない。

C3 地域文化や遺産の提示

事業体は、地域コミュニティーの知的財産権を尊重しつつ、地域独自の伝統的かつ現代的な文化の本質に価値を見出し、それをデザイン、装飾、食、店舗などに取り入れる。

C4 考古学的な工芸品

国内法および国際法上許可された場合を除き、歴史的、考古学的な遺物の販売、交易や展示を行わない。

セクションD: 環境メリットの最大化、環境負荷の最小化

D1 資源の保全

D1.1 環境に配慮した購入

購買方針は、環境面で持続可能なサプライヤーおよび、資材、食品、飲料、建材、消耗品などの製品を優先する。

D1.2 効果的購入

事業体は、廃棄物を最小限にするために、食品を含めた使い捨て商品や消耗品の購入と使用を慎重に管理する。

D1.3 省エネルギー

エネルギー消費量は種類別に測定され、全体的なエネルギー消費を最小限に抑えるための措置がとられている。事業体は、再生可能エネルギーの使用を増やす努力をしている。

D1.4 節水

水のリスク評価がなされ、消費水量は種類別に測定されている。全体的な消費水量を最小限に抑えるための措置がとられている。供給水源は持続的で環境流量（自然流量）に悪影響を与えない。水消費による影響が高い地域においては、状況別の対応と責任を明確にし、実行している。

D2 汚染の削減

D2.1 温室効果ガスの排出

事業体の管理下にあるすべての活動において、影響の大きい温室効果ガスの排出量を把握し、可能な限り測定し、排出しない、または最小限に抑える手立てが実施されている。最終的には、すべての排出量を相殺するようにする。

D2.2 交通・輸送手段

事業者は、交通、輸送手段の使用をひかえ、よりクリーンで効率のよい手段をとるよう、利用者、従業員、サプライヤー、自らの事業に積極的に推奨する。

D2.3 廃水

中水を含む廃水が適正に扱われ、地域住民や環境に悪影響をおよぼさないよう再利用するか、安全に放流する。

D2.4 廃棄物

食品廃棄物を含む廃棄物の量を測定し、削減する仕組みを設ける。削減できない廃棄物については、再利用またはリサイクルする仕組みを確立する。最終廃棄処理は、地域住民や環境に悪影響を与えないよう行う。

D2.5 有害物質

農薬、塗料、プール殺菌剤、洗浄剤を含む有害物質の利用を最小限に抑え、可能なかぎり無害なもので代用する。すべての化学製品は、保管、使用、取り扱い、処分を適切に管理する。

D2.6 汚染の最小化

騒音、照明、流出水、地表侵食、オゾン層破壊混合物による環境汚染、大気と水と土壌を汚染する物質を最小限に抑える。

D3 生物多様性、生態系、景観の保全

D3.1 生物多様性の保全

事業体は、自らの敷地と施設の適正な管理を含め生物多様性の保全を支援し、貢献している。とくに、自然保護地域、生物多様性価値の高い地域などでは、注意をはらう。自然生態系へのいかなる影響も最小限にし、再生させる、または保全管理に資する補償を行う。

D3.2 外来種

本来の生態系にはない生物種の侵入防止措置をとる。在来種に関しては、とくに自然景観において、なるべく風景の美化や復元のために利用する。

D3.3 自然地域への訪問

事業体は、自然地域への訪問による悪影響を最小限に抑え、来訪者の満足度を最大化するための管理と集客に関する適切なガイドラインに従っている。

D3.4 野生生物との接触

野生生物と関わる際は、負の影響をおよぼさないように干渉せず、責任をもって対応し、野生生物に対する累積的な影響を考慮に入れた上で、野生生物の生存能力や個体群の行動に悪影響を与えない。

D3.5 動物福祉

国内法および国際法に基づき認可され正しい知識を備えた人物によって、適切に規制された活動を除いて、野生生物の捕獲、繁殖、飼育を行わない。すべての野生生物および家畜の施設、世話、取り扱いは、最も高い動物福祉の基準に従う。

D3.6 野生生物種の採集および交易

国内法および国際法に基づき運用が持続可能であると保証され、規制された一部の活動を除き、野生生物種を採集、消費的活用、展示、販売、または交易の対象としない。